

入国管理今昔  
～在留資格「投資・経営」の変遷、500万円ガイドラインの誕生～

平成26年1月13日

行政書士 林 幹

在留資格「投資・経営」では、入管法上「相当額の投資」が要件とされている。この点、最近の入管審査では、「相当額の投資」の有無を判断するに際し、いかにして投資資金を形成したのかが重視されており、その点の主張証明が不十分ということで申請が不許可となることが少なくない。例えば、親の援助で留学生が大学卒業後起業し、「投資・経営」を取得しようとする場合は、親から留学生本人への送金記録だけでなく、親の所得証明（在職証明書、銀行の残高証明書など）を提出する必要がある。ところで、この「相当額の投資」とは別に、かつての審査実務では、「2名以上の日本人等の常勤職員」の確保が事実上要件とされていた（後述のとおり、法務省は「2名以上の日本人等の常勤職員」の確保をもって「相当額の投資」を具体化したものとしていた。）。現在の審査実務では、「2名以上の日本人等の常勤職員」の確保という要件は存在しないが、本稿では、どのような経緯で「2名以上の日本人等の常勤職員」の確保という要件が撤廃されたのかを通じて、在留資格「投資・経営」の要件の意味を明らかにしたい。

そもそも、かつての審査実務が、「2名以上の日本人等の常勤職員」の確保を事実上要件としていたのは、在留資格「投資・経営」に係る上陸許可基準（基準省令ともいい、法務省令の形で規定されている。）が「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者（法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」と規定していることに基づく。この上陸許可基準を丁寧に読むと、求められているのはあくまでも「規模」であって、2名以上の常勤職員の存在自体は必須ではないとの理解も可能である。しかし、少なくとも長く審査実務では、「2名以上の日本人等の常勤職員」が存在しないということで申請が不許可とされていた。

このような状況のもと、平成10年10月14日、韓国大使館が「大韓民国では、在留資格付与の際に韓国人の雇用を条件とはしていない。しかし、日本では、『投資・経営』の在留資格を取得するためには、日本人を2名以上雇用しなければならない<sup>1</sup>。この条件を満たそうとすると、日本で法人を設立する際の人件費の負担が非常に重くなり、法人の設立自体が難しくなる。したがって、対日投資促進の観点から、『投資・経営』の在留資格を取得しやすくなるよう上記条件を廃止すべきである。」との問題提起をOTO（市場開放問題苦情処理推進会議）<sup>2</sup>に提起した。

この問題提起を受け、法務省は当初、「日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約第1条1（b）においては、現に相当額の資本を投下した企業又は相当額の資本を投下する過程にある企業の入国・在留を許可する旨規定されている。基準省令の『投資・経営』の在留資格に係る常勤職員についての基準は、上記規定を具体化し、『投資・経営』の在留資格をもって外国人が入国する場合、居住している者2人を常勤として雇用して営まれる規模の投資を要することとしたもので、同基準は、事業の安定性・継続性を確保するために必要なものであり、現時点の諸状況に照らしても妥当な要件と考えているため当該要件を廃止することはできない。」としていた。このことから、法務省自身、前述の「投資・経営」に係る上陸許可基準の解釈として、単に「規模」が一定程度以上であることではなく、2名以上の常勤職員の存在自体が必要であると理解していたことが分かる。

しかしその後、法務省は「必ずしも現地人2人の雇用がなくとも、『その程度の規模』の投資があれば、投資・経営者としての上陸が許可されるが、現行の審査基準の運用上、当該基準が現地人2人を雇用する『程度の規模』を要求しているその趣旨が徹底されていなかった面があることから、今後は、相当額の投資が行われていることが認められる場合には、現地人2人の雇用がなされな

1

在留資格「投資・経営」に係る上陸許可基準は、「二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）」としているので、正しくは常勤の職員には、日本人だけでなく、在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」をもって在留する者並びに特別永住者も含まれる。

2

OTOとは、「Office of Trade and investment Ombudsman」の略で、日本語では「市場開放問題苦情処理体制」と呼ばれていました。昭和57年1月に設立され、内閣府OTO事務局、関係省庁の苦情受付窓口が、市場開放問題及び輸入の円滑化に関する具体的苦情を内外の企業等から受け付け、改善措置を取ったり、誤解を解消し、日本の市場アクセスの改善を行うことを任務としていました。現在、その機能は規制改革会議に引き継がれています。

くとも、投資・経営での入国を許可する運用を行う。実用例を踏まえながら<sup>3</sup>、できるだけ合理的な審査上のガイドラインを定める努力を行う。」といい従来の考え方を変更するに至る（「平成12年3月16日市場開放問題苦情処理推進会議第6回報告書」参照）。当初2名以上の常勤職員の存在が必要であるとしながら、もともと上陸許可基準は「規模」が一定程度以上であることを求めるものであり、2名以上の常勤職員の存在を必須とはしておらず、その趣旨が審査の現場に徹底されていなかったとしたのである。

平成12年3月21日、OTO対策本部は、法務省と韓国大使館とのやり取りを踏まえて、以下のような決定を行った。

在留資格「投資・経営」に関し、以下の対応を取る。

（1）在留資格「投資・経営」に係る基準においては、必ずしも現地人2人の雇用がなくとも、「その程度の規模」の投資があれば、投資・経営者としての上陸が許可されるが、現行の審査基準の運用上、その趣旨が徹底されていなかったことから、今後は、相当額の投資が行われている場合は現地人2人の雇用がなされなくとも「投資・経営」の在留資格での上陸を許可するよう早急に各地方の入国管理局にその趣旨を徹底する。

（2）2人以上の者が常勤職員として従事して営まれる規模を明確化するため、2人を雇用しない場合の合理的な審査上のガイドラインを平成12年中に作成する。

（2）インターネットを介したビジネスなど、必ずしも2人を雇用しなくとも相当規模の事業を継続的、安定的に運営できる新しい事業形態の企業についても、対日投資促進の観点からこれらの企業を積極的に受け入れるべく、ガイドラインに基づいて、円滑な投資・経営者の入国・在留管理を行うべきである。

3

「実用例を踏まえながら」とされたものの、2人以上常勤職員の雇用がない場合であっても一定規模であれば、許可し得るとの平成12年2月29日付けの通達（在留資格「投資・経営」に係る上陸許可基準の運用等について）以後も、実際には実用例がなかったため、法務省は、アメリカや韓国の投資額や2人の常勤職員を雇用した場合の年間給与額を参考にガイドラインを策定した。

この OTO 対策本部決定に基づき、平成12年12月25日、法務省は、入国管理局長名の通達で、上陸許可基準が求める「規模」の程度を「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上であること。」と具体的に定めたのである（「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格『投資・経営』の上陸許可基準に係るガイドラインについて（通達）」参照）。

以上のように、「年間投資額500万円」の要件は上陸許可基準の「規模」を具体化するために策定されたので、これは法務省令上の要件（上陸許可基準適合性の問題）であり、入管法上の要件である「相当額の投資」（在留資格該当性の問題）とは区別すべきものである。すなわち、在留資格「投資・経営」の検討にあたっては、まず入管法上の要件である「相当額の投資」の有無を吟味し、次に法務省令上の要件である「規模」（2人以上の日本人等の常勤職員の存在又は年間投資額500万円）の有無を吟味すべきことになる<sup>4</sup>。

また、「年間投資額500万円」における投資の中身につき、平成12年12月25日付けの法務省事務連絡（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格「投資・経営」の上陸許可基準に係るガイドライン策定の背景及びその運用について（通知））は、以下の3点について投資されている額としている。“投資額”とは単に資本金の額を意味するものではなく、売上高、仕入高なども算入されないので注意が必要である（資本金が500万円以上であれば、「年間投資額500万円」を充足するものと入管の審査で比較的容易に認定されていた時期もあるが、現在の審査実務を踏まえると「投資」の中身ついてしっかり主張立証することが肝要である。）。

- ①事業所の確保（当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費）
- ②雇用する職員の給与等（常勤、非常勤を問わず、当該事業所において雇用する職員に支払われる報酬に係る経費）
- ③その他（事業所に備え付けのために事務機器購入経費及び事業所維持に係る経費）

---

4

法務省は、「相当額の投資」を500万円以上としているので、実際は入管法上の「投資」と法務省令上の「投資」の判断とは重なることが多い。

平成12年3月21日 OTO 対策本部決定、平成12年12月25日「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格『投資・経営』の上陸許可基準に係るガイドラインについて（通達）」などを通じて、「2名以上の日本人等の常勤職員の雇用」という要件は撤廃されたのであるが、審査実務ではその後数年間はなお事実上の要件として機能し続けることになる。筆者は平成15年7月に常勤職員ゼロの案件で「投資・経営」の認定を初めて受けるが、平成16年の時点でも「2名以上の日本人等の常勤職員」がないことが不許可理由となった例を承知している。

以上